

# 感震ブレーカー設置費補助金Q & A

富士市消防本部予防課 TEL0545-55-2859

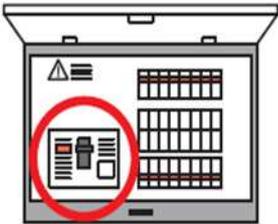
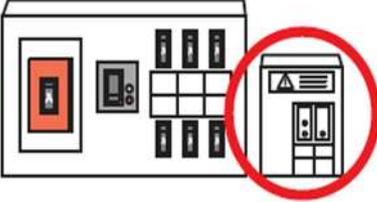
## 【感震ブレーカーの概要】

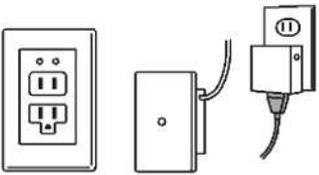
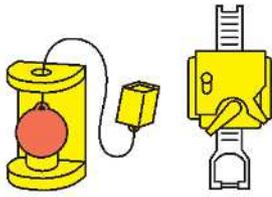
Q 感震ブレーカーは、どのくらいの揺れで作動しますか？

A メーカーにより異なりますが、震度5強以上で作動します。

Q 感震ブレーカーには、どんな種類がありますか？

A

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）
既存の分電盤ごと取り替えて設置する。 分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知して電気を遮断  ※工事が必要	既存の分電盤に追加して取り付ける。 分電盤に感震機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切り電気を遮断  ※工事が必要
	
※ 補助対象：一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付2）の規格に適合する構造及び機能を有する機器	

コンセントタイプ	簡易タイプ
コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断	ばねの作動や重りの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断
	
※ コンセントタイプと簡易タイプは補助金の対象ではありません。	

Q 補助対象が、分電盤タイプだけなのはなぜですか？

A 分電盤タイプは、安全性及び動作の確実性が高い一方で、費用が高額な事や電気工事が必要となるなど、普及には時間を要するものと思われます。

このことから、分電盤タイプを補助対象とし、設置を推進することで、地震により発生する電気火災を防止し、被害の軽減を図ります。

**Q 感震ブレーカーの設置費用はどのくらいですか？**

A 分電盤の種類・本体価格や設置場所等により金額が異なります。既存の分電盤に追加する製品の場合は概ね4万円程度、感震機能付き分電盤へ新設や取替えの場合は概ね7万円から10万円程度と見込まれます。

**Q 建物すべての電気を遮断するのですか？**

A はい。そのため、医療機器や防犯設備など、災害時においても通電している必要があるものにも影響が出る可能性があります。

また、夜間に地震が発生した場合、照明が消えることで、避難の妨げになることも考えられます。

### **【補助対象者等について】**

---

**Q 設置工事等の経費は、申請者が一旦全額払うのですか？**

A はい。工事が完了してから実績報告書等を提出していただきます。審査後、申請者の指定の口座に補助金を振り込みます。

**Q 事業所や住宅兼事業所は申請できますか？**

A 個人の住宅が対象のため、事業所は対象となりません。

住宅兼事業所の場合は、住宅と事業所の分電盤が別々に設置されていれば、自宅分については補助金の対象となります。また、住宅と事業所が同じ分電盤の場合も、補助金の対象となります。

**Q 2世帯住宅にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できますか？**

A それぞれの分電盤について申請できます。

**Q 母屋と付属屋にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できますか？**

A それぞれの分電盤について申請できます。

**Q 賃貸住宅の場合、一括申請できますか？**

A 所有者や管理者が、一括して申請できます。

複数の住戸に設置する場合には、建物図面など住戸数を確認できる書類の写しの提出が必要となります。

## 【申請について】

---

**Q** 申請は、いつ行えばよいですか？

**A** 感震ブレーカーを設置する前に、消防本部予防課へ申請期間内に申請してください。  
ただし、先着順に受け付け、予算額に達し次第、受付は終了となります。

**Q** 申請書は、どこでもらえますか？

**A** 消防本部予防課にあります。また、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

**Q** 申請の受付場所は、どこですか？

**A** 持参又は郵送で消防本部予防課に提出してください。また、電子申請も可能です。

**Q** 申請書は、郵送してもいいですか？

**A** 郵送でも受け付けます。

ただし、書類に不備があった場合は申請者へ連絡いたします

**Q** 申請書を市役所まで出すのが困難な場合はどうすればよいですか？

**A** 郵送又は代理者の持参による申請についても受理いたします。

**Q** 予算額を超えた際、申請の受付を締め切る時、そのアナウンスはありますか？

**A** 市ウェブサイトに掲載いたします。

**Q** 補助金の振込先は、申請者と異なる名義人の口座でもいいですか？

**A** 別の名義人の口座に、振り込むことはできません。申請者と口座名義人は同一として  
ください。

**Q 市内の住宅であることがわかる書類を取り寄せたいのですが、どこにありますか？**

**A 下記の書類のうち、いずれかひとつを申請書に添付してください。**

今年度分の固定資産税納税通知書 及び課税明細書（写）	市役所から毎年送付されます
名寄帳（写）	市役所 収納課
申請する建物の固定資産評価証明書 （写）	市役所 収納課 各地区まちづくりセンター内の市民サービスコー ナー
建物の登記事項証明書（写）	静岡地方法務局富士支局 TEL0545(53)1200
建築確認済証（写）	主に新築住宅の場合

**Q 新築の場合、いつから申請できますか？**

**A 分電盤の設置工事が始まる前に申請してください。**

**Q 新築の場合、分電盤設置費用の見積書が必要ですか？**

**A 新築の場合、見積書の提出は必要ありませんが、設置する感震ブレーカーの金額が分かるカタログ等の写しを提出してください。**

### **【申請後の工事の変更について】**

---

**Q 工事をやめたいのですが？**

- A**
- (1) 電気工事店に連絡して、キャンセルできるか、相談してください。
  - (2) その後、すみやかに、消防本部予防課まで御連絡の上、感震ブレーカー設置費補助金変更申請をお願いします。

**Q 工事内容を変更したいのですが？**

- A**
- (1) 電気工事店に相談して、変更後の見積書をもってください。
  - (2) その後、すみやかに、消防本部予防課まで御連絡の上、感震ブレーカー設置費補助金変更申請をお願いします。

## 【設置後について】

---

**Q 工事完了後に提出する書類を郵送してもいいですか？**

**A 実績報告書の提出についても、郵送でも受付します。**

**Q 設置した感震ブレーカーの点検は、必要ですか？**

**A 特に必要ありません。ただし、製品の取扱い説明書に従ってください。**

**Q 耐用年数はどれくらいですか？**

**A 感震ブレーカーを含む、一般的なブレーカーに使用されている電気部品の推奨交換時期は、10年～15年程度のため、その期間を超えたら、電気工事店へ点検について相談してください。**